

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年12月5日（火）午後4時00分～午後4時46分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（12名）

| 農業委員 |    |    |
|------|----|----|
| 1番   | 住吉 | 一久 |
| 4番   | 青木 | 清美 |
| 5番   | 水島 | 英樹 |
| 6番   | 大濱 | 秀弥 |
| 7番   | 折谷 | 秀幸 |
| 8番   | 荒尾 | 和彦 |
| 9番   | 高嶋 | 香織 |
| 10番  | 清水 | 智也 |
| 11番  | 中野 | 義博 |
| 12番  | 清水 | 正雄 |
| 13番  | 大森 | 雅昭 |
| 14番  | 石原 | 孝之 |

4 本委員会に欠席した委員（2名）

| 農業委員 |    |    |
|------|----|----|
| 2番   | 山岡 | 知博 |
| 3番   | 弓野 | 良子 |

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範  
事務局長代理 平坂 昌美  
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、12月の農業委員会定例会を開会いたします。  
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、12月の農業委員会会議を開催いたします。  
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。  
会議規則第19条第2項の規定により10番 清水 智也 委員、11番 中野 義博  
委員を指名します。  
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。  
どうぞよろしくお願いいいたします。  
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説  
明いたします。  
議案書は、1ページをご覧ください。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条  
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。  
令和5年12月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は1,650.00  
㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町南保〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は富山市婦中町速星〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さん  
です。

申請農地は朝日町桜町力田〇〇〇〇番外6筆、地目は田、7筆、合計  
1,650.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

高嶋香織委員、清水智也委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、五箇庄地区、桜町地内、譲受人の自宅から約330m、車で約2分圏内  
の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落  
内で耕作しており、申請地についても譲渡人より管理を任せ、耕作しており、今後  
も適正に管理・耕作されるものと思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周  
辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満  
たしているものと思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしくお願いいいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。  
高嶋香織委員と清水智也委員から意見書をいただいておりますので、高嶋香織委員から意見を願います。

高嶋委員 事務局から説明のあったとおりですので、問題ないものと思われま。

会 長 続きまして、清水智也委員いかがでしょうか。

清水委員 譲受人については、申請地において、以前より譲受人から管理を任されており、5年ほど前からいなきびを栽培していることを現地にも行き確認していることから、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま。問題ないものと判断いたしました。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありま。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。  
議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めま。

続いて、18ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めま。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思いま。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は14件となり、

田：40筆：67,682.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、6ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

3年未満の借り手及び貸し手が、1件、2,962.00㎡、再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、13,343.00㎡、再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、12件、51,377.00㎡、うち再設定を含む申請は、10件、48,223.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各14件、67,682.00㎡、相対契約であります。

町外の借り手は、1件、2,962.00㎡、町外の貸し手は、3件、10,054.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は140件となり、

田：414筆：427,781.02㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、17ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

3年未満の借り手及び貸し手が、1件、520.00㎡、新規設定となります。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、2件、2,419.00㎡、うち再設定を含む申請は、1件、188.00㎡となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、752.00㎡、新規設定となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、136件、424,090.02㎡、うち再設定を含む申請は、53件、284,228.55㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各140件、427,781.02㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、31件、71,512.28㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

今回の議案のうち、189番から261番までについては、泊東部南地区の基盤整備事業における対象農地の利用権設定となっております。

対象エリアについては、後ほど議案第4号において説明がありますが、32ページの図面にあるとおり沼保、上横尾及び上道下地内の一部となっております。

泊東部南地区における基盤整備事業については、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用する予定としており、本事業による基盤整備の補助率としては、国62.5%、県27.5%、市町村10%、地元0%となっております。

本事業の要件として、対象全農地で、事業開始前の段階で、15年以上の農地中間管理権の設定を行う必要があり、事業採択に要する年数を考慮して、17年3か月の期間としております。

この要件を満たすために、自作地や耕作放棄地についても設定する必要があるため、一旦、公社に貸して、所有者に配分を行う必要があるため、後ほど配分計画に受け手として、町外や県外の所有者が配分先となっております。

現段階にあつては、現状の借受者と農地中間管理権を設定して、工事が完了して共用が開始された段階で、実際に耕作される担い手に再配分を行うこととなります。

また、契約方法といたしましては、既に公社契約となっている農地につきましては、所有者の場合は期間の延長を行い、借受者の場合は一旦解約して配分を受けることとなります。

所有者の場合の期間の延長にあつては、集積計画に記載する必要がないため、今回掲載されているものは、あくまでも新規設定する農地のみとなっております。

借受者の場合にあつては、再配分扱いとなるため、後ほど配分計画において再配分として記載しております。

続けて配分計画についてですが、30ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は167件となり、

田：485筆：470,016.02㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、31ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、2件、1,147.00㎡、うち再設定を含む申請は、1件、627.00㎡となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、2件、2,419.00㎡、うち再設定を含む申請は、1件、188.00㎡となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、752.00㎡、新規設定となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、162件、465,698.02㎡、うち再設定を含む申請は、79件、325,836.55㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各167件、470,016.02㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、12件、14,999.61㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

今回の議案のうち、189番から261番まで、再配分49番から74番までについては、先ほどご説明したとおり、泊東部南地区の基盤整備事業における対象農地の利用権設定となっております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

議案第2号において、当事者である〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まずは、5ページの議案第2号19番について、審議したいと思います。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 　それでは、議事を進めさせていただきます。

5ページの議案第2号19番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたし

ます。

それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続いて、5ページの議案第2号29番、28ページの257番から260番まで及び29ページの再配分65番から再配分67番までについて審議したいと思います。当事者である〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。

5ページの議案第2号29番、28ページの257番から260番まで及び29ページの再配分65番から再配分67番までについて、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 それでは、いまほどの当事者の案件以外の議案第2号及び議案第3号の案件について審議したいと思います。

ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 次に、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件」、次のとおり農用地区域への編入願いがあり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、朝日町長から意見を求められておりますので、審査願います。

令和5年12月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

編入とは、いわゆる農振除外の反対の意味で、朝日町の農業振興地域の農用地として位置付けるものであります。

今回の編入につきましては、泊地区の横尾地内において実施計画されている県営農地整備事業（泊東部南地区）に賛同するにあたり、その対象農地等の所有者である朝日町沼保〇〇〇番地、〇〇 〇〇さん外77名から編入願いが提出されたものであります。

なお、願出者の明細については、別紙願出者一覧のとおりです。

国の補助金等を活用して基盤整備事業を実施するに当たっては、その農地等が農業振興計画に位置付けられた農用地区域になっていることが要件であることから、今回の編入申請に至ったものであります。

詳細については、先ほどの議案において説明のあったとおりです。

位置については、33ページをご覧ください。

国道8号とあいの風とやま鉄道の間位置しております。

現地は、狭小で変形田であり、当町の農業振興地域整備計画策定時から今日まで農用地から除外されていたものであります。このたびの基盤整備事業の対象となったものであります。

10ha以上の広がりのある農地の一部であり、農振法に定める整備計画の基準に該当するものであり、編入は問題ないと思えます。

以上、農用地区域への編入に関する件といたしまして、1件、田255筆、畑1筆、雑種地1筆、宅地3筆、合計108,446.77㎡となります。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第4号の議案につきまして、審議したいと思えます。ご意見及びご異議はありませんか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からは「異議なし」で町に対し、報告いたします。

会 長 　予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。続いて、その他に移ります。事務局から何かありませんか。

事 務 局 　次回開催日について…1月10日（水）16：00～

会 長 　そのほかに意見はありますか。

（意見なし）

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして12月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時46分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員